

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.1%
全職員	72.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	84.3%
本庁課長相当職	95.3%
本庁課長補佐相当職	94.2%
本庁係長相当職	90.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.6%
31～35年	93.4%
26～30年	88.2%
21～25年	84.5%
16～20年	85.5%
11～15年	84.3%
6～10年	84.1%
1～5年	79.8%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・男性の扶養手当の受給割合が高かったことや超過勤務手当の支給額は男性の方が多かったことなどから、男性の平均給与額を押し上げている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・会計年度任用職員については、他の職種に比べて給与水準が高い医師等の給与総額に占める男性の割合が高かったことから、男性の平均給与額を押し上げている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。